総代・総代会議長・同副議長ならびに役員の報酬および実費弁償費支給規程

（報　　酬）
第１条　この土地改良区の総代・総代会議長・同副議長・役員（以下「総代等」という。）には、次の報酬を支給する。

理　　事　　長	月　額	６００，０００円
理事長職務代理者	同	６３，５００円
理　　　　　事	同	５６，０００円
総　括　監　事	同	６３，５００円
監　　　　　事	同	５６，０００円
総　代　会　議　長	同	６３，５００円
同　副　議　長	同	５６，０００円
総　　　　　代	年　額	９４，０００円

（実費弁償費）
第２条　総代等には、職務のために要する実費弁償費として、次の金額を支給する。
　ただし、会議に出席できないときは、これを支給しない。
　　会議召集１回につき　７，４００円
　なお、同じ日に複数の会議に出席した場合は、1回とする。
２　理事長には、実費弁償費を支給しない。

（手　　当）
第３条　理事長には、報酬のほか、給与規程第17条第1項および第2項ならびに第18条第1項および第2項の規定に準じて期末手当を支給する。

（支給方法）
第４条　報酬および実費弁償費は、その年度分を10月と翌年4月の2回（前・後期）に分け支給する。
　ただし、理事長の報酬は、毎月これを支給する。
２　総代等が、交代および選挙（補欠選挙を含む）により、その職に就いたときは、当該月にあっては日割りをもって報酬を支給する。
３　総代等が辞職・失職・死亡等によりその職を離れたときは、第1項の定めにかかわらず当該月分を日割りでもって、すみやかに報酬を支給する。
４　報酬および実費弁償費は、口座振替によりその金額を支払う。
　ただし、総代等から申し出があったときは、通貨をもって支払うことができる。

（代行決裁の場合の支給方法）
第５条　理事長に事故があるときで、理事長職務代理者が代行決裁をする期間中は、理事長および理事長職務代理者には、理事長報酬の半額を日割をもって支給し、代行決裁の事実のあった日の属する月の代行期間を除く期間の報酬については、第１条に定める報酬月額を日割をもって支給する。
　ただし、理事長職務代理者にあっては、第3条に掲げる手当は支給しない。
２　前項期間中は、第2条に掲げる実費弁償費を支給しない。

（端数計算）
第６条　支給額に100円未満の端数が生じたときは、100円単位に切上げる。

（適用除外）
第７条　理事・監事の報酬ならびに実費弁償費は、公務員の一般職にある者および特別職のうち地方公共団体の長については、これを支給しない。

（準　　用）
第８条　幹事・用排水調整委員等に対する実費弁償費は、第２条を準用する。

附　　則
１　この規程は、昭和26年4月1日より施行する。
附　　則
１　この変更規程は、昭和27年4月1日より施行する。
附　　則
１　この変更規程は、昭和38年4月1日より施行する。
附　　則
１　この規程は、昭和39年4月1日より施行する。
２　従来の神安土地改良区総代並びに役員の報酬及び実費弁償支給規程は廃止する。
附　　則
１　この変更規程は、昭和41年4月1日より施行する。
附　　則
１　この変更規程は、昭和45年4月1日より施行する。
附　　則
１　この変更規程は、昭和47年4月1日より施行する。
附　　則
１　この変更規程は、昭和48年4月1日より施行する。
附　　則
１　この変更規程は、昭和49年4月1日より施行する。
附　　則
１　この変更規程は、昭和50年4月1日より施行する。
附　　則
１　この変更規程は、昭和52年7月1日より施行する。
附　　則
１　この変更規程は、昭和53年9月1日より施行する。
附　　則
１　この変更規程は、昭和55年7月1日より施行する。
附　　則
１　この変更規程は、昭和58年4月1日より施行する。
附　　則
１　この変更規程は、昭和61年4月1日より施行する。
附　　則
１　この変更規程は、平成元年4月1日より施行する。
附　　則
１　この変更規程は、平成3年4月1日より施行する。
ただし、第6条第3項については、平成2年12月1日から適用する。
附　　則
１　この変更規程は、平成5年4月1日より施行する。
附　　則
１　この規程は、平成7年4月1日より施行する。
附　　則
１　この変更規程は、平成12年9月1日より施行する。
附　　則
１　この変更規程は、平成17年9月1日より施行し、平成17年4月1日から適用する。
附　　則
１　この変更規程は、平成19年4月1日より施行する。
附　　則
１　この変更規程は、平成21年4月1日より施行する。
附　　則
１　この変更規程は、大阪府の変更定款認可の日の翌月１日より施行する。
（令和3年10月11日認可
大阪府指令農政第1704号）